

個人版事業承継税制の創設と 事業用小規模宅地特例の見直し

2019年度税制改正大綱において、個人事業主が子供などに事業を引き継ぐときに相続税および贈与税などの支払いを猶予する「個人版事業承継税制」が創設された。また、現行の事業用小規模宅地特例について、制度の濫用を防止する観点から見直しが行われる。本稿では、両制度の概要について、解説を行なった。

税理士・公認会計士 深代 勝美

1 個人版事業承継税制創設

2019年度税制改正大綱で、個人事業者についても高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題であることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するため相続税・贈与税の納税猶予制度が創設される。

(1) 制度の概要

同制度については、事業用資産を相続・贈与により取得し、その後も事業を継続することを条件に、認定相続人（または認定受贈者[※]）が納付する税額のうち、事業用資産に対するの猶予割合は100%とし、全額を免除する。法人の事業承継税制に準じた制度で、事業用小規模宅地等の特例との選択適用となる。

適用期間は、2019年1月1日から2028年12月31

日までの10年間の時限措置で、事前に承継計画を都道府県に提出して経営承継円滑化法の認定を受ける必要があるとともに、承認後は事業の継続が定期的に確認される仕組み。承継計画の提出期間は2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間（図表1参照）。

※ 認定受贈者は、18歳（2022年3月31日までの贈与については20歳）以上で、贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していた者。

(2) 適用対象となる特定事業用資産の範囲

特定事業用資産の範囲は土地（面積上限400㎡）、建物（床面積上限800㎡）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているも

のその他これらに準ずるものが対象となる。建物以外の事業用減価償却資産は、機械器具備品である工作機械・

図表1 制度の期間と承継計画を提出する期間

